

**東北地方の高速道路の無料措置
原発事故により避難されている方の支援の見直しについて**

1. 見直しの開始日

平成24年4月28日（土） 0時

（注）原発事故により避難されている方の支援は平成24年9月30日（日）24時まで実施されます。

2. 対象者の見直し

居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方が対象に追加されます。

《必要な書面》

出口料金所においては、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面をご提示して頂く必要があります。

なお、ご提示して頂く書面については原本（コピー不可）になります。

必 要 な 書 面
①居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
②本人確認ができる公的書面 （運転免許証、パスポート、健康保険証 等の公的機関が発行するもの）

《必要な書面における注意事項》

上記①の公的書面における名義人と異なった方（ご家族）がご利用される場合は、特定避難勧奨地点に住所を有していたことを証する書面（住民票の写し、運転免許証 等の公的書面）が別に必要となります。

3. 対象インターチェンジの見直し

仮移転している町村役場の最寄りであるインターチェンジが追加されます。
見直し後の対象インターチェンジは以下のとおりです。

【 対象インターチェンジ 】

道 路 名	現行の対象インターチェンジ		追加対象となるインターチェンジ
東北自動車道	本宮、二本松、福島西、福島飯坂、国見	+	郡山南、郡山、加須※
常磐自動車道	いわき中央、いわき四倉、広野、南相馬、相馬、山元		いわき湯本、桜土浦※
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東		会津若松

※ 加須IC及び桜土浦ICについては、双葉町から避難されている方に限り追加対象ICとなります。

【 位置図 】



※ 加須IC及び桜土浦ICについては、双葉町から避難されている方に限り追加対象ICとなります。

4. その他

- ◆ 4月28日（土）前後における無料措置の見直しの取り扱い
 出口料金所の通過時刻が平成24年4月28日（土）0時以降の場合に、
 見直し後の無料措置が適用となります。

4月27日（金）	0時	4月28日（土）
(追加される対象者、対象ICにかかる走行) 		
× 適用になりません。		
入口料金所 		出口料金所 (追加対象IC) ○ 適用になります。
入口料金所 (追加対象IC) 		出口料金所 ○ 適用になります。
入口料金所 		出口料金所 ○ 適用になります。
(追加される対象者の走行) 		
	(追加される対象者、対象ICにかかる走行) 	
	○ 適用になります。	

※ 上記の走行例は、無料措置に必要な他の要件を満たしていることを前提としております。

- ◆ 対象車種、対象走行、ご利用方法等に変更はありません。

現行の取扱いについては、[参考](#)をご参照ください。